

みやぎ農山漁村交流体制づくり事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県内の農山漁村と都市住民や企業との交流を促進し、関係・交流人口の拡大を図るため、都市住民・企業との交流に取り組む意欲のある農山漁村が地域の受入体制づくりと交流機会の創出を行う、みやぎ農山漁村交流体制づくり事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2条 本事業の事業内容、事業実施主体及び承認要件は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 本事業の事業計画の承認を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、様式第1号を知事に申請するものとする。

2 前項の申請の提出期限は、知事が別に定める。

(承認)

第4条 知事は、前条の申請があった場合は、事業計画を審査し、その審査結果に基づき承認の可否を申請者に通知するものとする。

なお、審査の詳細に関しては別に定める。

(支援施策等)

第5条 前条の承認を受けた申請者（以下「事業実施主体」という。）は、みやぎ農山漁村交流体制づくり事業費補助金の交付を受けることができる。

(事業の着手)

第6条 事業の着手は、原則として、当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。

(事業の推進指導)

第7条 事業実施主体は、第4条の承認を受けた事業計画に基づき、宮城県と連携を密にしながら円滑な事業の実施に努めるものとする。

2 知事は、事業を円滑に実施するため、事業実施主体との緊密な連携の下に、事業実施主体に対し事業の実施に関する必要な指導を行うことができる。

(事業計画の変更等)

第8条 事業実施主体は、第4条の承認を受けた事業計画の内容を変更する場合は、様式第2号を知事に申請し、承認を受けなければならない。ただし、変更が軽微なものであって、事業計画全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

2 事業実施主体は、事業計画を中止し、又は廃止する場合は、様式第3号を知事に提出し、承認を受けなければならない。

3 知事は、第4条の承認を受けた事業計画に虚偽の記載があった場合又は承認を受けた事業計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月20日から施行し、令和3年度予算に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月15日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名：みやぎ農山漁村交流体制づくり事業

事業内容	事業実施主体	承認要件
1 交流活動に向けた地域の受入体制づくり	次の1及び2の条件を満たす、都市農村交流に取り組む意欲のある任意団体又は法人（以下「団体」という。）とする。	次のいずれかの要件を満たす事業計画であること。
2 地域外の住民や企業等との交流活動	1 次のいずれかの団体であること。 (1) 農泊実施団体 (2) 農山漁村交流拡大プラットフォームの会員または会員を含む団体 (3) 複数市町村にまたがる取組を主体的に運営する団体 (4) その他、農山漁村地域で交流活動に取り組む意欲ある団体	1 当該地域にとって、新たな取組であること
3 1または2に付随する情報発信		2 県内の先進的な事例であること
※1及び2は、必ず実施すること。	2 当該年度に国または宮城県の他の補助事業の交付決定を受けていないまたは受ける予定のないこと。	3 複数市町村の地域が連携した広域的な取組であること